

# 地域共生ステーションづくりワークショップ次のステーション部会(第2回)結果

## 1 概要

- (1) 日時 平成24年12月9日(日) 午前9時から午後1時30分まで
- (2) 場所 老人憩いの家「さつき荘」
- (3) ① 参加者 10名  
② 事務局 4名
- (4) 配布資料 「地域のナゾを探ろう!」【東小学校区】

## 2 地域を探ろう!

東小学校区にある「老人憩いの家さつき荘」を拠点に「まち歩き」(まち歩きルートは別添のとおり)をして地域の状況を探りながらステーションの取り組みとして必要なことは何かを考えました。

そして今回、メンバー同士の交流企画としてみんなで器具・材料等を持ち寄って“鍋料理”をつくって食べて、楽しみながら地域共生ステーションの活用イメージを考えました。

### (振り返りグループワーク)

#### まち歩きで気づいたこと

- ・多世代住宅が多いことに気づいた。
- ・まち歩きをしていても人とほとんど会わなかったように、東小学校区は人口が少ない。また銀行がない等、自分の住んでいる市街化区域との違いを感じた。
- ・東小学校区は地域の結びつきが強すぎて、地域外の人が入りづらい雰囲気があるように思う。長久手市内の地域と地域を結ぶためのしくみを考える必要もあると思った。
- ・東小学校区のお年寄り普段どこにいるのだろうか?昔は喫茶店に集まっていたと思われるので地域共生ステーションにお年寄りが気軽に集える喫茶スペースを持たせられるよう考えたい。
- ・「老人憩いの家」や「農村環境改善センター」は施設の名称からも利用者を限定してしまっているため、市にある施設を地域の誰もが利用できるよう

に地域共生ステーションとして活用することも考えていきたい。

- ・「すぎのこ教室」や「ひまわり園」は障がいを持った方が集まる場所だが、もっと地域の人に関われるようになれば良いと思う。地域共生ステーションの役割には、今まであった施設の利用対象者の制限や活用方法の制限を無くしていくこともあるかもしれない。

#### 既存施設等の可能性について

##### 〈旧 JA 前熊農産物集出荷場〉

- ・フリーマーケット、農産物の販売等イベントができそう。集出荷場で買い物をしてから、お茶を飲みにステーションに来る流れをつくるのもいい。
- ・東小学校区で農業をやっている農業関係の方々と一緒に、農業がやりたいけど手がでない人のためにまずは体験することができる仕組みをつくるのもいいかもしれない。
- ・芸術家たちが作品を作るために活動できる場所が長久手市には少ないが、旧 JA 前熊農産物集出荷場は芸術家たちが活動する場所としてとても良い。

##### 〈農村環境改善センター〉

- ・会議室も、広い運動場もあり、とても使い勝手が良いと感じた。
- ・前熊太鼓の練習やチェロ等の音楽活動にも使用している和室の部屋（教養室）があったが、楽器を使いたくても実際場所がなくて困っている人は多いので、このような場所は需要が高いと思う。

##### 〈お寺の活用〉

- ・寺の本堂は、本来対象者を限定せず誰もが入れるよう開放されている場所で、また檀家のために設備、駐車場はしっかりしている場所。もしお寺を開放できるのなら地域共生ステーションとして利用できるよう考えていきたい。
- ・お寺が活用できるのなら、いろんな人が集い学び合える寺子屋のような場所をつくっても良い。

##### 〈小学校の活用〉

- ・東小学校には空き教室がないが、各地域の小学校で空き教室があれば地域共生ステーションとして活用できればいいと思う。

### 今後の活動内容について

- 地域ニーズを調査する必要がある。建物だけつくっても活用がなければ意味がない。地域の人は何を望んでいるのか調べ、地域の人たちが活躍できる活動内容をステーションで考えていきたい。
- これから地域の人達と関わり、地域の施設について考えていくために、各地域のトップの人と普段から交流をして関係づくりをすることも大切。また自治会等の人の意見を聞ける仕組みも必要だ。

### 次回について

次回は 1 月中旬に北小学校区において、文化の家を拠点にまち歩きを行い、地域共生ステーションの可能性について考える。詳しい日程については事務局で調整する。

(以上)

# 地域共生ステーションづくりワークショップ

## 次のステーション部会(第2回)

### 次 第

日時：平成24年12月9日(日)

午前9時から

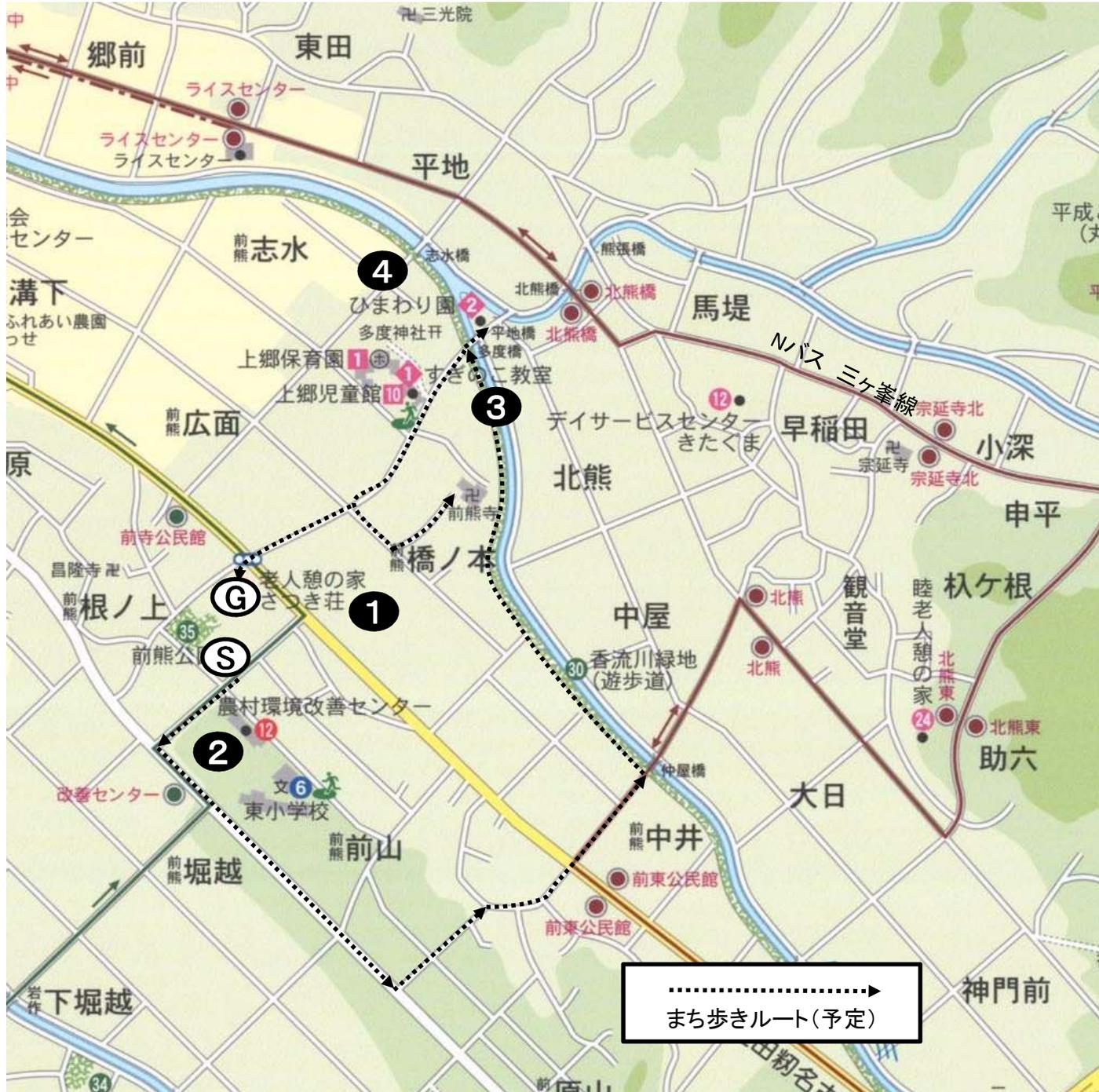
場所：老人憩の家さつき荘及びその周辺地域

1 地域を探ろう！【東小学校区】

2 その他

■次回の次のステーション部会(第3回)は

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日( ) : \_\_\_\_から \_\_\_\_\_にて開催



## ●施設の概要

### 1 老人憩の家 さつき荘

- 名称 中規模老人憩の家さつき荘
- 設置目的 老人の心身の健康の増進を図るために設置する。
- 主な施設 洋間38.88㎡、和室25.92㎡
- 管理方法 シニアクラブ連合会に管理委託。  
火曜日から金曜日まで当番制(土・日・月は当番なし)で清掃などを行っている。  
休館日:月曜日及び年末年始
- 利用制限 市内に居住する満60歳以上の人
- 利用状況 約450人/年

### 2 農村環境改善センター

- 名称 農村環境改善センター
- 設置目的 農業振興のため、農業経営と農家生活の改善及び地域住民の健康増進とコミュニティー活動の推進を図るために設置する。
- 主な施設 多目的ホール 312㎡、会議室 54㎡、教養室 40㎡、農事相談室
- 管理方法 シルバー人材センターに管理委託。休館日:毎週月曜日及び年末年始
- 利用制限 特になし
- 利用状況 約20,000人/年

### 3 すぎのこ教室

- 名称 障害児通園施設 すぎのこ教室
- 対象者 市内在住の心身障害児(おおむね1歳6か月～就学前)とその保護者
- 内容 日常生活の指導、運動機能発達の援助、集団生活への適応作業、週5日療育(土・日・祝休み)(10時～15時)

### 4 ひまわり園

- 名称 心身障害者療育施設 ひまわり園
- 対象者 市内在住の重度心身障害者(15歳以上)
- 主な施設 玄関ホール12.6㎡、療育室24.3㎡、食堂22.95㎡、身障者便所6.5㎡、職員便所5.2㎡
- 内容 日常生活の指導、機能回復訓練、集団生活への適応作業、簡易な作業、週5日療育(土・日・祝休み)(9時～16時)

## 利用の制限

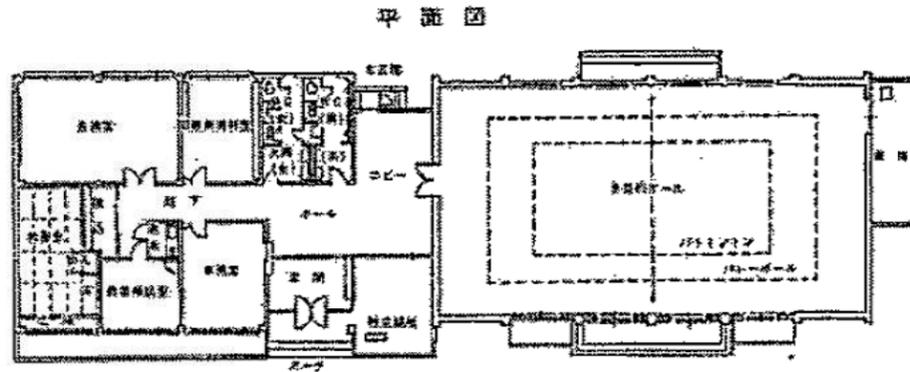
利用内容が以下にあてはまる場合、農村環境改善センターの利用はできませんので、ご注意ください。

- 1 営利を直接目的として行う事業  
(営利を目的とした宣伝、販売、求人など。)
- 2 施設や設備を破損したり、他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあるとき(騒音、振動、汚損、異臭など)
  - ・大規模な楽器演奏はできません。
  - ・食事を主にしたり、飲酒が伴うパーティー等での利用はできません。(会議等に伴って発生する軽度の飲食は認めます)
- 3 その他、当センター設置の目的に反するとき
  - ・利用申請者は、第三者に施設の使用権の全部または一部を譲渡、貸し出すことはできません。

後日、利用内容等が上記に反していることが判明した場合、利用許可後においても許可の取り消し等を行う場合があります。この場合に生じる利用者の損害に対して一切の責任を負いません。



## 施設見取り図

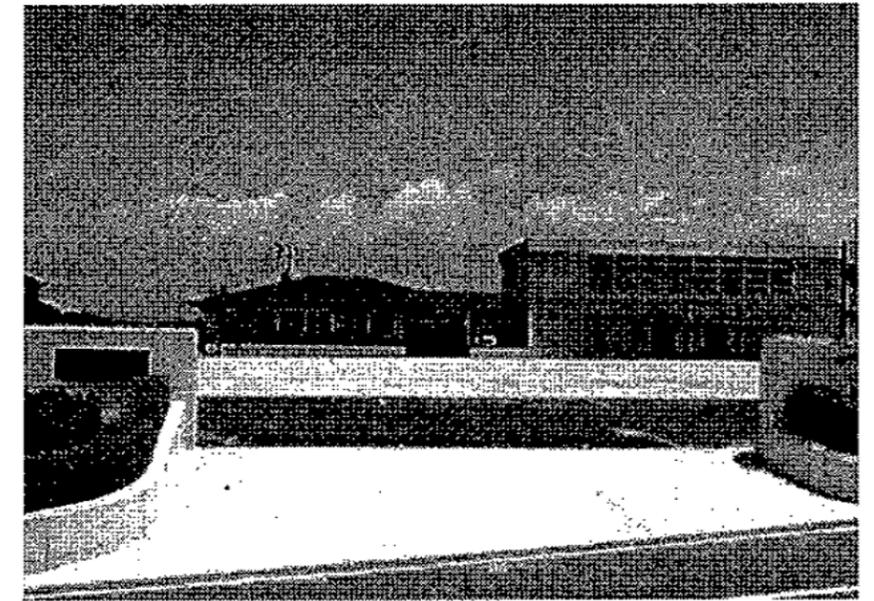


## 施設の場所



# 長久手市 農村環境改善センター 施設利用のご案内

平成24年1月改定



## 長久手市



【所在地】  
〒480-1102  
長久手市前熊前山173番地

【電話番号】  
0561-63-1311

## 農村環境改善センターについて

### 農村環境改善センターとは

長久手市農村環境改善センターは、地域住民の健康増進とコミュニティー活動の推進を図るための施設です。文化、体育活動や会議等に幅広く利用できます。お互いにルールとマナーを守って、皆さんが気持ちよく施設を利用できるようご協力をお願いします。

### 開館時間

午前9時から午後9時まで  
ただし施設利用のない場合は午後5時で閉館します。

### 休館日

毎週月曜日  
年末年始（12月28日から1月4日まで）

### 使用料の一覧

部屋	使用料	
	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
多目的ホール	1時間 210円	1時間 420円
会議室	1時間110円 (冷暖房使用+20円)	1時間 210円 (冷暖房使用+40円)
教養室	1時間 110円 (冷暖房使用+20円)	1時間 210円 (冷暖房使用+40円)
多目的広場 農事相談室	無料	

### 利用申請

- 改善センターの利用申請は、利用希望日が属する月の前月の1日から受け付けます。（1日が休館日の場合は、それ以降の最も早い開館日）。
- 毎月1日の朝9時（開館時）には、利用申請が集中するため、利用日時を選択するための抽選会を行います。（抽選会の詳細は別紙を参照してください）
- 窓口にご利用許可申請書の提出及び使用料の納付をしていただくことで正式な利用申請の受付となります。

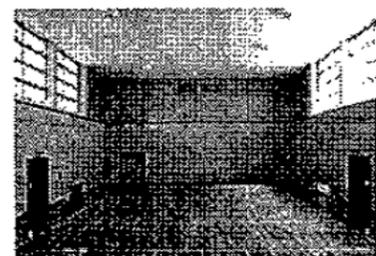
### 利用の仮申請

- 電話または窓口における口頭での利用の申出は、仮申請として1週間保持します。1週間以内に改善センター窓口へ申請書の提出及び使用料の納付をお願いします。もし、1週間を過ぎた場合は、申請する意思がないものとして、仮申請を取り消しますのでご注意ください。
- 抽選会の日の仮申請は、午前10時から受け付けます。

### 利用内容の変更・取り消し

- 利用内容（日時や部屋等）を変更する場合は、許可を受けている利用日の前日までに変更申請書を改善センター窓口へ提出してください。
- 利用日当日の変更はできません。また、電話による変更の仮申請はできません。
- 変更申請の際は、利用許可書をお持ちください。
- 1つの申請日時について、変更申請が可能なのは1回限りです。
- 申請の取り消しは不可とし、一度納入した使用料は還付しません。（天災その他利用者の責に帰すことができない場合を除く。）

### 各部屋の紹介



多目的ホール  
312㎡



会議室  
54㎡



教養室  
40㎡



多目的広場

### 利用上の注意事項

- 車は必ず白線で区切った駐車スペースへ止め、路上に止めることのないようにしてください。改善センターを利用しない人の駐車はできません。
- 全館禁煙です。喫煙する方は玄関外の灰皿設置場所をお願いします。
- ごみは必ず持ち帰り、使い終わった後は整理整頓及び清掃をお願いします。
- 施設や備品などを破損、汚損等した場合は事務員に申し出てください。利用者の責に帰する場合は、弁償していただく必要があります。
- 施設内に私物を保管することはできません。施設内に存置したことにより、紛失等が生じても一切の責任を負いません。
- 忘れ物は3ヵ月間は保管しますが、その後処分しますので忘れ物がないよう退出時にはご注意ください。

- 申請の際にお渡しした利用許可書を必ずお持ちください。事務員が利用許可書を確認の上、部屋の利用を認めます。
- 終了時には「使用後点検表」により点検、記入を行い、事務員に提出してください。
- 利用時間には後片付けや点検の時間も含まれます。終了時間には退出を完了してください。